三豊市人権教育研究協議会

|  |
| --- |
| **講師派遣及び講演会等の負担について** |

　三豊市人権教育研究協議会では、令和６年９月１日から保育所、幼稚園、小中学校、公民館、自治会連合会や商工会などの構成団体等が主催する人権・同和問題に関する講演会又は研修会等への市人権教育指導員の派遣申請及び外部講師への報酬に対する負担の請求を受け付けます。なお、講師派遣及び負担請求の手続きは、下記を参考としてください。

|  |
| --- |
| **講師に支払う報酬に対する協議会の負担** |

**講演会又は研修会ごとに２万円まで（※）を**研修会費から**負担します。**

* 市等の補助対象となる講演会等は除きます。
* 講師が遠方等により開催経費が嵩むなど上記の額では講演会等の開催に支障があると認められるときは、４万円を上限とすることができる場合があります。事前に事務局までご相談ください。
* 支払に係る経費（振込手数料）は、協議会が負担します。

|  |
| --- |
| **提出物** |

講演会等実施日の**１月前までに**、下記書類等を提出してください。

1. 第３条の負担請求書（様式第２号）
2. 講師への講演依頼文書(写)
3. その他協議会が必要と認める書類

* 書類は、講演会等実施日の１か月前までに事務局へ提出してください。

（１月前までに提出がない場合は、申請が却下される場合があります。）

* 実施後１週間以内に事業実績報告書（様式第３号）を事務局まで提出して下さい。

（年度を超えて提出することはできません。３月末ごろに実施するときは、３月３１日までに提出してください。メールによる提出も受け付けます。）

|  |
| --- |
| **市人権教育指導員を講師として開催する場合** |

* 三豊市人権教育指導員を講師に講演会等を開催する場合は、補助金交付の対象とはなりません。市教育委員会との日程調整が必要ですので、講演会等実施の日の２か月前までに講師派遣依頼申請書（様式第１号）を事務局まで提出してください。なお、派遣できる時間は、１回あたり２時間以内です。市人権教育指導員は、下記のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 市人権教育指導員 | 派遣可能日時 |
| **萬 亀 弘 吉**　指導員 | 原則、毎週月曜日から金曜日までの８時３０分  から１７時１５分まで（祝祭日を除く）。 |
| **小 野 美 枝**　指導員 |

|  |
| --- |
| 問合先：三豊市人権教育研究協議会事務局 担当：小畑（℡73-3131） |

※講演会費は、従前のとおり７町公民館と共催の講演会に支給します。